

第3節 集団救急事故

災害により救急隊を3隊以上集中的に運用する必要がある事故（以下「集団救急事故」という。）が発生したときは、次により実施する。

1 出場体制

- (1) 通報内容から集団救急事故が発生したと認められるときは、必要な救急隊、救助隊、消防隊等（以下「救急隊等」という。）を出場させるものとする。
- (2) 救急隊等の隊長は、現場において集団救急事故と認めたときは、災害の種別及び傷病者の数を通信指令室に報告するとともに、現場指揮者、増強救急隊等の出場を要請することができる。
- (3) 集団救急事故が発生した場合、必要により次の臨時救急隊を編成し、災害活動にあたるものとする。

ア 担架隊

(ア) 担架隊とは、災害時における救出活動の迅速を期するため、出場した消防隊のうち、現場指揮者が指定した消防隊により編成する。

(イ) 担架隊にあつては、救急用担架・応急担架等を活用し、救急搬送活動を行う。

イ 臨時搬送隊

自力歩行可能な多数の軽症者を医療機関又は後方の安全な場所へ搬送する隊をいう。

なお、搬送車両、隊員及び必要な資機材は、現場指揮者が要請するものとする。

- (4) 集団救急事故が発生し、救急隊又は資機材が不足する場合は、第15章「応援協力計画」により隣接市町等に応援要請をするものとする。

2 現場指揮者の活動要領

- (1) 直ちに災害状況を把握して活動方針を決定し、必要消防隊等の早期要請及び資機材の調達を図る。
- (2) 消防力の効率的な運用を図るため、出場部隊を掌握し、救助、重症度選別、応急処置、搬送等の任務分担を指定する。
- (3) 傷病者の分散収容を図るため、収容医療機関を指定する。
- (4) 災害の状況及び傷病者の人数等から判断して必要と認められたときは、応急救護所を設置する。
- (5) 人的被害状況を一覧表にし、傷病者の氏名、収容先の情報を統括するとともに、現場広報を行う。

3 救急隊等の活動要領

(1) 現場の早期把握

現場に到着した救急隊等の指揮者は、災害現場の状況から傷病者が多数であると判断した場合は、速やかに次の事項を把握し報告する。

ア 災害の種別並びに概要

イ 傷病者の概数

(2) 救急活動

ア 救命活動の優先

イ 応急救護所の設置

ウ 傷病者の重症度選別

エ 応急救護所における応急措置及び容体管理

オ 医療機関への傷病者の搬送

カ 医療機関の収容状況把握

キ 傷病者に関する情報収集及び現場指揮本部への報告

(3) 救急隊による傷病者の重症度選別

最先着の救急隊長は、災害現場に傷病者多数と判断した場合、重症度選別を行った後、次のトリアージタグを傷病者の見やすい部位に表示するとともに、重症者を優先に応急処置を行う。

なお、現場に医師が到着した場合は、重症度の選別をゆだねるものとする。

トリアージタグ 赤色（Ⅰ）は、緊急治療、黄色（Ⅱ）は、準緊急治療、緑色（Ⅲ）は、軽症、黒色（Ⅳ）は、死亡

(4) 機動力の現場集中

出場救急隊等は、傷病者等の搬送、その他により現場を離れたときは現場指揮本部が解散し、又は現場指揮者からの特命があった場合のほか、すべて災害現場に再出場し、その都度活動状況等を報告するものとする。

(5) 傷病者収容の留意事項

医療機関の収容状況把握と傷病者に対する適切な医療を確保するためには、収容能力に応じた分散収容が必要であるので、現場指揮本部又は救急隊等は次の事項に留意して分散収容を図るものとする。

ア 通信指令室は、医療機関の収容可能状況を確認し現場指揮本部に報告するとともに、告示医療機関のほか、協力医療機関に対しても積極的に傷病者の収容を依頼し、収容施設の確保に努める。

イ 救急隊は、傷病者搬送を行うに当たり、観察の結果、重症と判断された者から順次医療機関へ搬送しなければならない。

ウ 救急隊等は、傷病者の搬送時に当該医療機関の収容状況を確認し、その状況を現場指揮本部及び通信指令室へ報告するものとする。

エ 現場指揮本部は、通信指令室からの医療機関及び救急隊等の収容状況報告に基づき、医療機関における収容能力と状況を勘案して、以後の搬送先について適切な指示をするものとする。

4 医療機関の状況把握

傷病者を搬送する場合、災害の実態に応じ、かつ、医療機関の収容能力に応じた分散収容を図り、適正な救急医療を確保するものとする。

5 医療機関との協調

救急活動の適正を期するため、常に逗葉地域の病院、二次輪番制病院及び関係機関と密接な連絡を図り、現場活動上必要な事項について協議するものとする。

(1) 災害発生時における情報連絡

(2) 医療機関の収容能力、受け入れ及び手術体制

(3) 医療救護班の編成及び現場派遣方法

(4) 収容医療機関及び現場応援のための医師、看護師の動員計画

(5) 現場で必要な救急薬品及び医療資機材の備蓄並びに輸送方法

(6) 人的及び施設の医療態勢において、より整備された医療施設若しくは市外の医療機関への再収容又は移送に対する協力態勢

(7) その他必要な事項

6 救急資機材の調達並びに整備方針

過去における災害の教訓と将来予想される災害を考えあわせ、現場活動に必要な次の救急、救助資機材を逐次整備し、機動力の充実及び救命率の向上に努めるものとする。

- (1) 軽便な担架の備蓄
- (2) 高規格救急自動車又は搬送用車両の整備及び増強
- (3) ドクターホットライン、救命率向上に係る装備の充実
- (4) その他の救急、救助資機材の整備

7 災害情報の収集

(1) 情報収集の統一

災害情報の収集は、統一を期するため原則として現場指揮本部で行うものとする。

(2) 搬送傷病者の調査報告

傷病者を搬送する救急隊等の指揮は、搬送途上又は医療機関において傷病者の氏名等必要事項を確認して通信指令室及び現場指揮本部に報告するものとする。

8 現場広報

現場広報は、現場指揮本部が設置されている間行うものとするが、人心安定策に留意し、慎重を期さなければならない。

- (1) 災害又は事故の概要
- (2) 被災者の氏名等及び収容先
- (3) 市及び消防本部の体制並びに応急措置の概要
- (4) その他必要な事項